

新興国ニュースレター

- Newsletter Emerging Markets -

vol.15

特集「ミャンマー経済特区法の改正等について」

新興国ビジネス最新情報

▶ 中国税務および投資情報

国家税務総局は、小売業における棚卸資産関連損失に係る損金算入の取扱いに関する公告を公表しました。同通達は損失の発生原因別に、税務申告上の処理方法や具備すべき証憑について規定しており、2013年度の税務申告から適用されることとなります。

▶ インド TAX Alert

デリー税務高等裁判所は、米国企業のインド駐在員事務所が同国内で行う販売促進活動についての判決を下しました。インドで事業活動を行っているとして、当該駐在員事務所へ帰属する所得は課税対象となります。

▶ ベトナム TAX Update

2013年末に公表された租税条約の適用に関するガイドライン(Circular No. 205/2013)が、2014年2月より施行されています。租税条約の適用に基づく還付申請等の手続に関し、3年の時効を設けている他、租税条約の包括的な濫用防止規定等が盛り込まれています。

新興国セミナー開催情報

2014年3月6日(木)

製薬・医療機器企業向けコンプライアンス不正リスク対策セミナー
海外進出に伴うコンプライアンス・不正リスクへの取組の現状と実務のポイント

(EY Japan/大阪)

2014年3月11日(火)

海外事業買収(クロスボーダーM&A)に伴う留意点
～重要ポイント及び実務上の留意対応策～

(EY Japan/大阪)

※詳細は[Website](#)にてご確認下さい。

HOT TOPIC 「ミャンマー経済特区法の改正等について」

急速な経済発展を目指すミャンマーでは、法的、経済的に特別な地位を与えられた経済特区を設けて経済発展を促す方策が取られています。現在は、チャオピュー、ダウエー、ティラワの3つの経済特区を開発中です。2014年1月、経済特区法(SEZ法)が改正され、その改正法では経済特区に外国投資を呼び込むため、既存の外国投資法よりも土地の最大リース期間の長期化、税務上の恩典強化を図っています。今後制定される経済特区法の細則では、輸出入ライセンス手続きなどの面でさらなる恩典の付与が期待されています。まず、経済特区に進出する企業については、当初50年の土地の使用権が認められ、その後25年間延長が可能です。なお、現在ミャンマーでは外国企業による土地の所有は認められていません。そして、改正法では、経済特区を2つのゾーンに分け税務上の恩典を定めています。

EYミャンマー ヤンゴン事務所
シニアマネージャー 三木 拓人



▶ 略歴 日本及び米国における多国籍企業監査、IPO業務、アドバイザリー業務など経験は多岐にわたる。2013年11月よりミャンマー駐在。日本国公認会計士、米国公認会計士(カリフォルニア州)。

<法人所得税>

フリーゾーン(主に輸出中心の製造業向け、税制上は国外扱い)で事業を行う企業は事業開始から7年間、プロモーションゾーン(国内市場向け製造業、居住施設、銀行、保険、学校、病院等多業種対象、税制上は国内扱いで一定恩典あり)で事業を行う企業は事業開始から5年間について法人所得税が免税となります。なお、経済特区の開発業者については、当初8年間の法人所得税が免除となります。どちらも当初免税期間に続く5年間は、法人所得税率が50%減免、さらに両ゾーンともに、輸出から得た所得を免税とする恩典が与えられています。

<輸入関税>

フリーゾーンでは、建設資材、製造設備、原材料、車両等の輸入関税が免税となります。プロモーションゾーンについても、建設資材、製造設備、車両等について当初5年間は輸入関税が免税、その後5年間は関税が50%軽減されます。プロモーションゾーンには、現時点で原材料輸入についての関税の免税措置がとられていませんが、完成品又は半製品が国外またはフリーゾーンに輸出される場合には原材料輸入時に課された関税の還付を申告できることとされています。なお、経済特区の開発業者は建設資材、パーツ、機械装置、車両等についての輸入関税が免税となります。

<商業税>

売上高税の一種である商業税についても、フリーゾーンは免税、プロモーションゾーンは事業開始後5年間の免税及びその後5年間の50%減免がなされます。

<経済特区法改正以外の動き>

経済特区は未だ開発途上ですが、直近でミャンマーに外国企業が進出する場合、ミャンマー投資委員会(MIC)の許可を得て、ミャンマー外国投資法に基づく恩典を受けることが考えられます。このMICによる投資許可において、外国投資の自己資本比率は比較的緩やかに扱われてきました。しかし、2014年1月にミャンマー中央銀行がMICに提出したレターでは、外国投資の自己資本比率を70%以上とする提案がなされ、MICは同提案に基づき内部承認ルールを検討中とみられているため留意が必要です。

EY

Building a better
working world

新興国M&Aニュース

間接的なアフリカへの進出

10億人以上の人口と豊富な資源を抱え、高い経済成長を誇るアフリカ市場は、投資先として年々重要度を増してきています。しかし、日本企業にとってアフリカ進出は大変難易度が高く、遅れをとっているのが現状といえます。

一方、地理的にも近く、文化面でもアフリカに影響を与えてきた欧州の企業は、既にアフリカ市場に事業基盤を有する企業が多く存在しています。日本企業はそうした企業の買収を通じ、間接的にアフリカに進出する動きがあります。

総合商社A社は、西アフリカに強い販売網を持つフランスの商社を買収し、アフリカ市場の販路を大きく広げました。

また、インドやトルコの会社を買収し、地理的に近いアフリカへの進出を視野に入れているケースもあります。製造工場をインドに建設した製薬会社B社は、インドだけでなく中東やアフリカへの供給も目指しています。

新興国ビジネス分析

インド魅力度調査 2014

EYが発行する海外直接投資の魅力度調査シリーズにおいて、今回はインドを取り上げました。インドは堅実な国内マーケットや優秀な労働力、競争力ある賃金水準などから、今日の逆風の経済状況にあっても魅力的な投資先となっています。

投資家はインドを2020年までの経済成長のトップ3に入るとみており、長期見通しは非常にポジティブです。

また、いままで投資していた米国、欧州や日本のみならず、中東や東南アジアなどもビジネスパートナーとしてインドへの投資を拡大しています。



ここが知りたい！ 新興国税務会計

【ブラジル編】

Q. ブラジルでは、グループ間貸付けの金利が法令上規定されていると聞きましたが、本当ですか？

A. ブラジルの移転価格税制では、2013年1月以降にブラジル法人が国外関連者からブラジルリアル建てで固定金利の借入れを行う場合には、期間を類するブラジル国債の利率に最大で3.5%のスプレッドを加えた金利水準が借入れの条件となります(米国ドル建ての場合には、米国債の利率を代用)。ブラジルリアル建てでの変動金利による借入れの場合には、ブラジル財務省が定める所定の金利に、それ以外の変動金利の借入れの場合には、ロンドン銀行間金利に、最大で3.5%のスプレッドを加えた水準が借入れ条件となります。

EY税理士法人

シニアマネージャー 古瀬 裕久

Email: hirohisa.furuse@jp.ey.com

これまで寄せられた新興国の“聞けそうで聞けない”質問を当コーナーで回答していきます。

新興国専門家からのワンポイント

インドネシアの最低資本金制度

インドネシアで株式会社を設立する場合、会社法で定められる最低資本金は5000万ルピア(約50万円)と手頃ですが、これはあくまで国内企業(PMDN)の場合のみです。外国資本が少しでも入ると外国企業(PMA)という扱いになり、その最低資本金はインドネシア投資調整庁(BKPM)により、別途定められます。従前はBKPMの内規でしたが、2013年4月によろやくBKPM長官令2013年第5号として正式に文書化されました。これによるとPMAの最低資本金額は25億ルピア(約2500万円)以上、資本金と借入金を合わせた「最低投資額」は100億ルピア(約1億円)超と定められています。

新日本有限責任監査法人

シニアマネージャー 木内 達也

Email: kiuchi-tttsy@shinnihon.or.jp

▶ 略歴 2004年から2008年までEYシンガポールに日系企業担当として駐在。新興国コンサルティング室ではインドネシアデスクを担当。主に関西企業のアジア進出、アジアでの問題解決支援に従事。アジアに関するセミナー及び執筆多数。



※本ニュースレターは2014年2月時点の情報を基に作成しております。

編集後記



EYトランザクション・アドバイザー・サービス(株)
マネージングディレクター
大胡 晋一

日本企業による2013年のM&A総額は約8.5兆円となり、内、海外企業を買収するIn-Out型は6割を占めています(M&A情報データサイト・MARR<マール>調べ)。引き続き、海外企業買収は日本企業の主要な成長戦略手段となっています。そのような中で、アフリカなど新興国市場に進出する際、直接現地企業を買収するのではなく、現地企業を傘下に持つ欧米企業を買収するなど、二段階M&Aを選択する企業も出てきています。2014年も困難にチャレンジし、様々な戦略手段としての新興国企業買収がより進展、進化する年になると思います。当ニュースレターでも積極的に取り上げていきますので、引き続きご期待下さい。

*詳細は <http://www.shinnihon.or.jp/services/emerging-markets/index.html> にてご覧いただけます。

**メールマガジンのご登録はこちら。 <http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/mail-magazine/index.html>

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japan は、日本におけるEYのメンバーファームである新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社、EYアドバイザー株式会社など、12の法人で構成されます。各法人は法的に独立した組織です。詳しくは、ejapan.jp にて紹介しています。

© 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むEYの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。